

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定に基づき、新潟市廃棄物処理施設（新潟市新田清掃センター白根環境事業所）の一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので新潟市公告式条例第2条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務を行う施設

名称 新田清掃センター白根環境事業所
位置 新潟市南区臼井2135番地1

2 徴収事務委託者

新潟市南区鍋湯1608番1
株式会社 白根清掃社
代表取締役 上杉 崇史

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで